

学事第947号

令和3年10月15日

各学校法人理事長
各私立小・中・高等・特別支援学校長 } 様

埼玉県知事 大野 元裕 (公印省略)

令和3年10月16日以降の私立学校の部活動について (通知)

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることにお礼申し上げます。

緊急事態宣言解除後の部活動の取扱いについては、令和3年9月28日付け学事第870号「緊急事態宣言解除後の私立学校の対応について (通知)」により、県教育局同様に段階的な活動制限の緩和に取り組んでいただくようお願いしております。

現在の感染状況等を踏まえ、県教育局では10月16日 (土) 以降の部活動について、別添通知のとおり対応することとしました。

つきましては、各私立高等学校及び特別支援学校におかれては、県立学校と同様の対応を取るようお願いいたします。

併せて、各私立小・中学校におかれては、市町村教育委員会教育長宛て通知を参考の上対応をお願いいたします。

記

【参考】別添通知

○県立学校長宛て通知

令和3年10月14日付け教保体第1147号

「令和3年10月16日以降の県立学校の部活動について (通知)」

○市町村教育委員会教育長宛て通知

令和3年10月14日付け教保体第1156号

「令和3年10月16日以降の市町村立学校の部活動について (通知)」

担当：総務部学事課 高等学校担当

電話：048-830-2558